地下街防災推進事業のご案内

●はじめに

都市における重要な歩行者ネットワークを形成している地下街は、全国の拠点駅等周辺にあり、多くの通行者が利用していることから、大規模地震や水害による浸水が発生した場合に、利用者などの避難時に混乱状態となることが懸念され、地下街の防災・減災対策の早期実施が必要とされています。

また、地下街の安全が確保されることにより、災害時の一時待避場等に位置付けるなど、駅周辺等のエリア防災を考える上で大きな役割を担える可能性があり、積極的な検討が期待されています。

大規模地震での被害想定

- ・揺れによる構造物被害
- ・揺れによる非構造部材※の被害
- 構造物及び非構造部材※の被害による人的被害
- ・停電、水漏れ、ガス漏れ、火災等の発生
- ・ガス爆発、火災による人的被害
- ・利用者等の滞留
- 利用者等の混乱・パニック

※非構造部材:天井パネル、壁面、吊りモノ 等

≪地下街の主な防災・減災対策≫

- ・ 地下街の安全を確保するための地下街の 耐震化
- ・非構造部材の被害による人的被害を予防 するための非構造部材の落下防止
- 利用者の混乱・パニックを予防するため の避難誘導の実現







阪神淡路大震災時で被害を受けた三宮地下街の天井崩落

(提供:神戸地下街)

●地下街の防災対策の現状

全国にある79地下街の8割以上が、 開設から30年以上経過し、老朽化した 設備の適正な管理や安全対策の取り組み を計画的かつ着実に推進することが必要 とされています。

地下街の防災・減災対策に向けた地下 街防災推進計画を策定(大臣同意)して いる地下街は17地下街(実施済:4地 下街、実施中・実施予定:13地下 街)、その他(耐震上問題なし、耐震改 修済、準備中など)は62地下街となっ ております。

(平成29年11月末時点)

地下街の開設経過年別



●地下街防災推進事業とは

国土交通省では、大規模地震発生時や浸水時における安心な避難空間を確保し、災害に強い都市 の形成を図るため、平成26年度より地下街防災推進事業を創設し、地下街管理者等が行う防災対 策の支援を行っております。

本事業は、平成26年度に策定された『地下街の安心避難対策ガイドライン』に基づき、地下街 管理会社等に対して、地下街の安全点検や、「地下街防災推進計画」の策定を支援するとともに、 計画に基づく避難通路や地下街設備の改修、避難啓発活動等を支援する事業です。

<補助対象者>

地下街管理会社又は協議会 <補助率>

1/3(地方公共団体との協調補助)

<補助対象事業>

- 1. 地下街防災推進計画の策定 (①安全点検·調査、②避難検討、③計画作成)
- 2. 地下街防災推進事業費
 - ①通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備、
 - ②避難施設・防災施設の整備、③避難啓発活動

「地下街の安心避難対策ガイドライン」

(地震時における地下街の防災対策を検討するための技術的な助言)

地下街管理会社等による防災対策に必要な取組(ハード・ソフト)を支援

<計画策定>

- 安全点検調査
- 施設改修計画の作成 関係者の合意形成

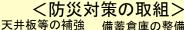


避難路の拡幅

通路幅を拡幅

避難啓発活動







蓄光材、避難誘導ピク



備蓄倉庫の整備



非常用発電設備の整備



浸水対策の機能整備



左:開口が地表面に広範囲 に渡る換気設備口

右:開口が地表面に近い 排煙設備口

<防災対策実施例>

~三宮地下街~

【主な対策内容】

- 公共通路天井部の全量点 検調査及び耐震補強工事 (天井パネルの軽量化改 修、設備の耐震補強)
- ・避難シミュレーションの 実施と結果に対する検討





(提供:神戸地下街)

お問い合わせ窓口

本事業に関する詳細または補助対象などについては、地方自治体、地下街管理団体を問わず、 お気軽にご相談下さい。

国土交通省 都市局 街路交通施設課 駐車場安全対策係 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL: 03-5253-8416 FAX: 03-5253-1592